

やまぐちリフレッシュパークの施設利用にかかる調整要領

この要領は、施設を効率よく活用することにより、市民の心身の健康増進及び体育の普及振興を図ることを目的に施設利用にかかる調整について定める。

1 申請手続き

利用しようとする日前1年から利用者による申請を受け付けて、調整期間を持つ。ただし、個人利用は1ヶ月前から受け付ける。

調整期間内の優先順位は、次のとおりとする。

- (1) 山口市、山口市教育委員会の使用
- (2) 社会教育関係団体による市民の心身の健康増進及び体育の普及振興を目的とするアマチュアスポーツ使用等で市大会以上の各種大会。
- (3) アマチュアスポーツ使用等で市内の地域・学校などの各種大会
- (4) プロスポーツ使用等
- (5) 市内の団体・同好会などの各種大会
- (6) 上記以外の使用

※ 上記優先順位が同じ場合は、その中でさらに次の順位とする。

- ① 全国大会以上の各種大会
- ② 中国大会以上の各種大会
- ③ 県大会以上の大会
- ④ 市大会以上の大会
- ⑤ その他の各種大会
- ⑥ 練習会等

これも同じ場合は、申請順とする。

2 許可

調整期間後、優先順位上位の申請に許可を出すとともに、事前に使用料を徴収する。ただし、国または地方公共団体が利用する場合に限り、後納させることができる。

3 申請書の提出と打ち合わせ

利用者は、利用日の1ヶ月前までに申請書を提出し、大会についての打ち合わせを行う。

4 予約のキャンセル

大会を予約したものの都合によりキャンセルする場合は、なるべく早い段階で届け出ること。